

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	8 障害者総合支援法における訪問系サービスの国庫負担基準制度の見直しについて		
提案市	飯田市		
提案要旨	障がい児者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、訪問系サービスの国庫負担基準制度の見直しを国に対して求める。		
提案理由	当市では、障がい児者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、国庫負担基準を超過する部分があっても、ノーマライゼーションの理念に基づき必要なサービスとして支給決定を行っている。 また、平成 27 年 4 月からは障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児者は、原則として計画相談支援専門員が立案したサービス等利用計画に基づきサービスを利用している。 障がい児者やその家族が、安心して地域で暮らせることができるようサービス等利用計画の支給量を保障するため、法施行後 3 年を経過するにあたり、個々の支援の必要性に即した国庫負担基準制度の見直しを求める。		
現況及び課題等	飯田市における知的障がい児者の行動援護の支給決定者 ・区分 5：4 人、区分 4：9 人、児童：6 人 計 19 人 うち、超過支給者数 区分 5：2 人、区分 4：9 人、児童：6 人 計 17 人 国庫負担基準額に即し、サービスの給付をした場合、例えば下記の二つのケースでは、月の半分は自宅等での生活が強いられ、家族が一時的に留守にする時などは、やむを得ず身体拘束をしなければならない状況になることも想定される。 (例 1) 家族 5 人で暮らす 20 代の行動障がいのある知的障がい者（区分 5） 月曜日から土曜日まで、社会参加のため、日中は行動援護のサービスを利用し、休日は家族と過ごす。 (例 2) グループホームに居住（週末帰省）し、日中は行動援護のサービスを利用する 20 代の知的障がい者（区分 5）		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 95 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 44 条第 3 項第 1 号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(告示) 障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱		